

アイコンの見方

日 日時・期間 場 場所 内 内容 対 対象 料 料金・費用（記載のないものは無料）
定 定員 講 講師 主 主催 共 共催 備 備考 持 持ち物 申 申込方法 期 期限
問 問合・申込先 休 休日・休館日 図 図メール FAX ファクス HP ホームページ

7月から国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が始まります

◆申請条件
申請者本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合
◆対象期間
7月から令和9年6月まで
※過去期間は、2年1カ月前の月分まで申請可能

◎マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請ができます

問 日本年金機構 下館年金事務所
☎25-0829
保険年金課 ☎45-8124



道路工事にご協力をお願いします

【鯨地内】
◆工事期間 6月中旬～9月上旬（予定）
◆規制 全面通行止めなど



【唐崎地内】
◆工事期間 6月中旬～7月中旬（予定）
◆規制 全面通行止めなど



問 建設課 ☎45-8126

水道の基本料金及びメーター使用料を4ヶ月間免除します

◆対象となる契約
公共機関を除く全契約対象
◆免除期間 4カ月間
令和8年6～9月分（7～10月請求分）
◆免除内容
上記期間の水道基本料金及びメーター使用料
※用途・口径により異なります。
※この免除について、お客様の手続きは不要です。
※免除期間中は、「使用量のお知らせ」に金額が記載されていても使用水量が基本水量以下の場合は、請求金額が「ゼロ」になるため納入通知書をお送りしません。
※超過料金は免除の対象外となります。
※下水道使用料は免除の対象外となります。
※免除は、国の重点支援地方交付金を活用しています。

問 （料金に関する事）
第一環境株式会社 下妻事務所
（市上下水道料金徴収業務委託業者）
☎45-1211
（免除制度に関する事）
上下水道課 ☎44-5311



ヘリコプターによる水稻の農林航空防除実施

日 7月23日（木）、24日（金）、25日（土）（雨天順延）
◆散布予定時間 午前5時～9時頃まで（飛行開始は午前4時40分頃～）場合により遅延もあり
◆散布場所 各地区水稻作付ほ場（市内全域）
◆対象病虫害 ウンカ類・カメムシ類、いもち病・紋枯病

問 茨城県西農業共済組合
☎0296-30-2900
実施期間中仮設電話
（桜川市真壁町塙世 実施本部）
☎0296-49-6855



危険ブロック塀等除却費補助制度

期 10月23日（金）まで
◆補助額
危険ブロック塀等の除却に要した費用の3分の2（上限10万円）
◆受付予定件数
3件（原則先着順）
◆申込手続
対象ブロック塀等が補助要件に該当するか確認する必要があります。補助制度の申込みをする前に建設課（市庁舎2階）までご相談ください。
◆その他
既に除却したブロック塀等は補助の対象になりません。

問 建設課 ☎45-8127



定期予防接種の受け忘れはありませんか

予防接種は感染症の発症や重症化を予防すること、他の人への感染を防ぐことを主な目的としています。今回は特に受け忘れの多い予防接種についてご案内します。

ワクチン名	対象年齢 （標準的な接種年齢）	接種期限
麻しん風しん混合ワクチン2期	年長児	令和9年3月31日
日本脳炎ワクチン2期	小学4年生	13歳の誕生日の前日
二種混合ワクチン	小学6年生	13歳の誕生日の前日
子宮頸がんワクチン	中学1年生	高校1年生相当の3月31日
RSウイルスワクチン	妊娠28週から36週と6日までの間	
麻しん風しん混合ワクチン（特例対応）	（1期） 令和4年4月2日～ 令和5年4月1日 生まれの者 （2期） 平成30年4月2日～ 平成31年4月1日 生まれの者	令和9年3月31日
日本脳炎ワクチン（特例措置）	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の者	20歳の誕生日の前日

◆予防接種を受けるには、母子健康手帳・予診票・被保険者資格の分かるもの等が必要です。母子健康手帳や予診票がお手元にない方はお問い合わせください。
◆接種期限を過ぎると全額自費となります。各予防接種の接種回数等の詳細については、二次元コードからご確認ください。

問 健康づくり課 ☎43-1990



情報公開・個人情報保護制度の実施状況

市では、公正で開かれた市政の推進と個人の権利利益の保護に取り組んでいます。

◆令和7年度実施状況

	公開（開示） 請求件数	公開（開示） 請求処理件数
情報公開制度	11	21
個人情報保護制度	9	10

詳細は、二次元コードからご確認ください。

問 総務課 ☎43-2116



㊦受給者証（マル福）が新しくなります～ひとり親・重度心身障害者～

【要件を満たす方には受給者証を郵送します】
現在ご使用の㊦医療福祉費受給者証は、有効期限が6月30日（火）までとなっています。マル福受給要件を満たし、制度に引き続き該当する方には、新しい㊦受給者証を6月下旬ごろに郵送します。

【窓口での更新が必要な方】
保険年金課窓口での手続きが必要な方には、個別に通知しますので、手続きをお願いします。
◇所得の確認ができない方（住民税未申告者、転入者など）
◇受給者証の記載内容に変更がある方（加入している健康保険の変更など）
◇受給要件が変更になる方
◇ひとり親世帯で状況確認が必要な方

◎受給には所得制限があり、非該当となる場合があります。

問 保険年金課 ☎43-8326



避難行動要支援者名簿（令和8年度版）の交付と旧名簿の返納

「避難行動要支援者名簿」（災害時の避難で周りの方の支援が必要な高齢者や障害のある方の名簿）を、更新しましたので新名簿を交付します。なお旧名簿をお持ちの方は返納してください。

◆交付希望できる対象者と名簿の種類
・自治区長
各自治区の避難行動要支援者名簿・・・ア（自治会未加入者は含まれない）
・代表区長
担当行政区（代表区）地域の避難行動要支援者名簿（自治会未加入者も含む）
・自主防災会会長
担当する地域の上記アの名簿
◆交付の申請手続
・消防防災課窓口（市役所3階）
・持参するもの 本人確認できるもの（「運転免許証」「マイナンバーカード」など）
◆旧名簿の返納
旧名簿をお持ちの方はご持参ください。（自治区長等を退任された方も含む）

問 消防防災課 ☎43-8306

